

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、本件債務として、25万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年7月29日限り、原告代理人「 」名義の普通預金口座（ 店、口座 ）に振り込んで支払う。（振込手数料は被告の負担とする。）
- 3 被告が、前項の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金に対する平成23年7月30日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告はその余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上